

令和3年4月9日

保護者の皆様

中央区立月島第一小学校
校長 荒川 比呂美

令和3年度のICT機器の活用について

麗春の候、皆様におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先日、中央区教育委員会より「令和3年度のICT機器を活用した教育活動について」と「～令和の学びのスタンダード～児童・生徒への1人1台タブレット端末の配備について」の通知をお配りしたところですが、本校では、4月20日（火）頃を目処に持ち帰りを開始し、段階的に運用を開始する予定です。5月6日（木）からの本格活用を目指し、順次準備を進めてまいります。また、貸与や活用にあたり、下記の点につきまして御理解と御協力をお願いいたします。

記

- タブレット端末等の貸与につきまして、事前に「同意書」の提出と「SNS家庭ルール」の作成・提出をお願いいたします。17日（土）までに御提出ください。（同意書は、提出前に各御家庭で控えをお取りください。）
- タッチペン等付属品の予備はありません。紛失した場合、使用者の負担となりますので、御注意ください。
- 貸与後、基本的にタブレット端末は毎日家庭に持ち帰り、家庭にて充電をお願いいたします。
- タブレット端末の持ち帰りや保管の際に使用する保護ケース等につきまして
は、各御家庭で4月20日（火）までに御準備ください。
※タブレット端末は、Surface Go 2（マイクロソフト社）です。大きさとしては、約18cm×25cm×1.5cmとなります。
- 児童1人1人に個人ID及びパスワードを配布します。他人に漏らさないよう
をお願いいたします。保護者の方がログインする際は、お子さんのID及び
パスワードを御使用ください。
- ログインの仕方等につきましては、「『Google Workspace for Education』
「Classroom」操作手順書」を学校ホームページに掲載しますので、そちらを
御参照ください。
- 「『タブレット端末』を持ち帰るときのルール」等参照していただき、各御家
庭におけるタブレット端末活用のルールを定めてください。
- タブレット端末は、児童の学習への活用だけでなく、今後、お便りや連絡事項
の配布、アンケートの実施など、保護者の皆様との連携を図る上でも活用して
いきます。